

江南市道路占用料条例

別表（第3条、第4条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位:円)	
			改定後	改定前
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	990	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	880	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	88	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	860	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	530	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	740	720
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,200	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	79	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110	100

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	160	150		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210	200		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	370	360		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	530	510		
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100	1,000		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行する自動補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5	5
			その他	長さ1メートル1年につき	18	17
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400	1,400
	その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につき	880	850
		地下に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につき	530	510
		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004	Aに0.005
		階数が2のもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.006	Aに0.008
		階数が3以上のもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.007	Aに0.01を乗じて得た額

	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,100	1,200	
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	660	710	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	22	24	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	220	240	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	220	240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,200	2,400
	標識	1本1年につき	1,400	1,400	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	22	24
		その他のもの	1本1月につき	220	240
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22	24
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	220	240
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,200	2,400
		その他のもの	1基1月につき	1,100	1,200
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700	
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施		占用面積1平方メートル1月につき	220	240	

設及び同条第5号に掲げる工事用材料				
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	180	170
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの 占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの 占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの 占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額

			得た額	得た額
令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.025 を乗じて 得た額	Aに0.033 を乗じて 得た額	Aに0.033 を乗じて 得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面上に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.012 を乗じて 得た額	Aに0.014 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.022 を乗じて 得た額	Aに0.023 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.031 を乗じて 得た額	Aに0.033 を乗じて 得た額

備考

- (1) 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (2) 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- (4) Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により市町村に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された課税標準額を表すものとする。